

《 「しょうがい福祉」 サービス・制度・事業のご案内 》

この冊子はサービス概要を記したものですので、詳細はしょうがい福祉課へお問い合わせください。(連絡先は最終面)
 (注) 法律及び施設名等、固有の名称を除き、「障害」を「しょうがい」と表記しています。

【 「障害者総合支援法」等に基づくしょうがい福祉サービス 】

しょうがいのある方が、サービスの内容や事業者・施設を選択して、以下のようなサービスを受けていただくことができます。

サービスを利用していただくためには市への申請が必要ですので、希望される方は、市しょうがい福祉課又は北部振興局くらし窓口課へご相談ください。

- ※利用された方はサービスにかかる費用の一部をご負担いただくことがあります。
 (課税状況等により月額負担上限額が定められます。市民税非課税世帯・生活保護世帯は無料です。)
- ※介護給付(1ページ目の着色部分)の利用には、障害支援区分認定が必要(児童は不要)です。
 そのための調査を行い、結果、非該当となった場合には、生活サポート事業等が適用されることがあります。
- ※令和元年7月から、難病患者(361疾患)がこの法律の対象となっています。

	サービスの種類	内 容	身	知	精	児
介護給付	居宅介護	ホームヘルパーの訪問により、身体介護や家事援助等が受けられます。通院時の付き添いの支援もあります。区分により支給量が決まります。	○	○	○	○
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常時介護を必要とする場合、身体介護や家事援助、外出時の移動支援などの総合的なサービスが受けられます。区分により支給量が決まります。	○	○	○	-
	同行援護	視覚にしょうがいのある方のサービスです。移動時・外出先での援助が受けられます。内容は移動支援事業と同じ内容です。	○	-	-	○
	行動援護	行動上における危険回避のための援護や身体介護が受けられます。区分により支給量が決まります。	-	○	○	○
	療養介護	医療的ケア、常時の介護を必要とする場合、病院において、機能訓練、療養上の管理・看護、医学的管理のもとにおける介護が受けられます。区分5以上	○	重心	-	-
	生活介護	施設において、身体介護や家事援助が受けられます。創作的活動や身体機能・生活能力の向上のための援助もあります。区分3以上(50歳以上は区分2以上)	○	○	○	-
	短期入所 (ショートステイ)	介護されている方の疾病その他の理由により介護が受けられないときに、短期間施設に入所して支援が受けられます。区分1以上	○	○	○	○
	重度障害者等 包括支援	介護の必要性が非常に高い場合、居宅介護等複数のサービスが包括的に受けられます。区分6以上	○	○	○	○
	施設入所支援	主に夜間において、入浴・排せつ・食事等の介護等の日常生活上の支援が受けられます。区分4以上(50歳以上は区分3以上)	○	○	○	-
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営むために必要なリハビリテーション等が受けられます。区分はいりませんが、認定調査と同様のアセスメントを行います。	○	○	○	-
	自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む能力の維持・向上のための支援が受けられます。区分はいりませんが、認定調査と同様のアセスメントを行います。	○	○	○	-
	自立訓練 (宿泊型自立訓練)	地域生活に向けて、居住の場の提供を受けて、生活能力の維持・向上のための支援が受けられます。 自立訓練(生活訓練)の対象者が対象です。	○	○	○	-
	就労移行支援	就労に向けた生産活動や職場体験、訓練等が受けられます。区分はいりません。認定調査と同様のアセスメントを行います。	○	○	○	-
	就労継続支援 (A型[=雇用型]、B型)	一般企業等での就労が困難な場合に、働く場の提供を受け、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練が受けられます。区分はいりません。認定調査と同様のアセスメントを行います。	○	○	○	-

	就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行された方に対して、一定期間就労に伴う生活上の支援が受けられます。	○	○	○	-
	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活をしながら、必要な介護や日常生活の援助が受けられます。区分のいない場合は、認定調査と同様のアセスメントを行います。	○	○	○	-
児童通所給付	児童発達支援	心身の発達に遅れや心配のある子どもとその保護者に対して、通園により子どもの日常生活の基本的動作や集団生活への適応訓練などを指導します。	-	-	-	未就学児
	保育所等訪問支援	心身の発達に遅れや心配のある子どもが在籍する保育所等を訪問し、その子どもに対して集団生活適応のための支援を行います。	-	-	-	○
	放課後等デイサービス	放課後や夏休み等長期休業日に、生活能力向上のための訓練及び社会との交流促進等を行います。	-	-	-	就学児
地域相談支援等	計画相談支援 児童相談支援	介護給付・訓練等給付・児童通所にかかる利用相談や利用計画書作成などの支援が必要と認められる場合に、しょうがい者(児)の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。	○	○	○	○
	地域移行支援	施設入所者や精神科病院入院者等に対し、地域生活へ移行するための支援を行います。	○	○	○	-
	地域定着支援	居宅で単身で生活するしょうがいのある方等に対し、地域での生活を定着させるための支援を行います。	○	○	○	-

【「障害者総合支援法」関連事業（3しょうがい共通）】

名称等	内 容 等	要件等
移動支援事業	屋外での移動が困難な方に対して、介助者を派遣し、外出を支援します。なお、総合支援法によるサービスに該当する場合は、そちらが優先します。 支給量は本人の健康状態や生活状況等により、総合的に判断し、市が決定をします。	「下肢・体幹・移動機能しょうがい1・2級又は3級で常時車いすを使用している方」「知的しょうがい」「精神しょうがい」「発達しょうがい」のある方(児童を含む)で、屋外での移動に制限がある方。事業費の1割の利用者負担が必要です。(課税状況等により軽減があります。) 「視覚しょうがい」の方は基本的に同行援護の対象となります。
日中一時支援事業	日中において、事業所等で活動の場所を提供し、見守りや社会適応訓練を行います。 支給量は、本人の健康状態や生活状況等により、総合的に判断し、市が決定をします。	心身にしょうがいのある方(児童を含む)で、日中において、家族等が不在などのため、一時的に見守りなどが必要な方。事業費の1割は、利用者負担となります。(課税状況等により軽減があります。)
高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費	同一世帯にしょうがい福祉サービス等を利用する方が複数いる場合等に、世帯の負担を軽減する観点から、償還払い方式により、世帯における利用者負担を基準額まで軽減します。	世帯におけるしょうがい福祉サービス等の利用者負担額が、基準額を超える場合に、高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費を支給します。

【 各種福祉サービス・制度・事業 (3しょうがい共通) 】

名称等	内 容 等	要件等
ヘルプマークの配布	義足や人工関節を使用している患者、内部しょうがいや難病の患者、精神しょうがい、知的しょうがい又は妊娠初期の方等、援助や配慮を必要としていることが外見では分からない方々が、周囲の方にそのことを知らせるためのヘルプマークを配布します。	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方又は妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々
ヘルプカードの配布	援助を必要としているしょうがいのある方などが携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードです。	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方又は妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々
日常生活用具の給付の貸与	在宅で、重度のしょうがいのある方の、日常生活の便宜をはかる用具(例: ストマ用装具、紙おむつ、特殊寝台、視覚しょうがい者用時計、聴覚しょうがい者用屋内信号装置等)を給付します。	原則1割の自己負担金が必要です(非課税・生活保護世帯は無料です)。65歳以上の高齢者(特定疾病による場合は40歳以上)の方は、介護保険制度が優先です。給付種目によってしょうがいの区分・程度による要件等がありますので、しょうがい福祉課までお問い合わせください。
ストマ装具・紙おむつ給付の基準額超過分助成	日常生活用具給付事業でストマ装具又はおむつ(基準月額12,000円の対象者のみ)の給付を受けている方が、月当たりの給付基準を超えて自費購入した場合に半額分を給付します。	給付上限額は、月当たり消化器系ストマ2,214円、尿路系ストマ2,909円、紙おむつ1,500円です。事前申請が必要です。
「食」の自立支援事業(配食サービス)	ひとり暮らしの方を中心に、見守りを兼ねて食事の配達を行い、1食246円(税抜き)を補助します。月曜から土曜日の昼食又は夕食(1日1回、週5日)が補助の対象です。 現在、3業者による配食サービスを行っているため、食事代は業者により異なりますので、直接、お問い合わせください。	しょうがいのある方(肢体不自由・視覚・内部しょうがい1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかに該当の方)のみの世帯、又はそのしょうがいのある方と同居している方全てが65歳以上の方で見守りが必要と市が判断する方。
在宅福祉理美容サービス	在宅生活の衛生の向上のため理美容サービスが必要な方に、6か月に1回、居宅において理美容を行います。利用料の1割は、自己負担となります。	しょうがいのある方(肢体不自由1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかに該当の方)のみの世帯、又はそのしょうがいのある方と同居している方全てが65歳以上の方。ただし、前年度分の所得税が非課税の世帯であること。
社会参加援助金の支給	心身にしょうがいのある方の社会参加の支援として、社会参加援助金(年額12,000円)を支給します。	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかに該当する75歳未満の方で、施設等に入所されていない方。
市立図書館資料の郵送貸出し	心身にしょうがいのある方は、市立図書館の図書などの資料を郵送で借りることができます。あらかじめ申請が必要となりますので、各市立図書館へお問い合わせください。	身体障害者手帳1・2級(視覚しょうがいは等級問わず)、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかに該当する方。
就労支援、相談	しょうがいのある方の就職について、専門の職員が相談・指導を行います。また、関係機関と連携して、現場実習や訓練事業を行います。詳しくは、「ハローワーク長浜」へお問合せください。	「ハローワーク長浜」 南高田町110 TEL:62-2030 FAX:65-3246

災害時要配慮者登録制度	災害発生時の安否確認、救助、避難誘導及び日ごろの見守りが行える体制を整えるため、災害時要配慮者の登録を受け付けています。	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方で、重いしょうがいにより、日常生活や避難時に家族・周囲の人の助けが必要な方。
後期高齢者医療(長寿医療)制度	一定のしょうがいのある65歳以上75歳未満の人は、申請し認定されると75歳以上の人と同様に後期高齢者医療制度の対象者となります。自己負担割合は、かかった医療費の1割が基本です。 詳しくは、保険年金課又は滋賀県後期高齢者医療広域連合にお問い合わせください。 保険年金課:65-6527 滋賀県後期高齢者医療広域連合:077-522-3013	身体障害者手帳1級～3級又は4級(の一部)、療育手帳A1,A2、精神障害者保健福祉手帳1,2級をお持ちの方。 所得制限があります。
障害者扶養共済制度	一定の要件に該当する心身にしょうがいのある方の保護者が掛金を納入することにより、保護者が万一死亡されたり重度しょうがいとなられたときに、残された方に終身一定額の年金を支給する制度です。 詳しくは、滋賀県障害福祉課へお問い合わせください。 滋賀県障害福祉課:077-528-3541	1～3級の身体障害者手帳をお持ちの方、知的しょうがいのある方又はそれらと同程度の精神・身体に永続的なしょうがい認められる方(精神病、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)を現に扶養し、滋賀県内に住所がある65歳未満の者で、現在、特別の病気やしょうがいを有していないこと。
県車いす使用者等駐車場利用証制度	心身にしょうがいのある方で、移動に配慮が必要な方が使いやすい駐車場になるように、車いすマーク等の駐車区画を利用させていただくための利用者証を交付する制度です。 詳しくは、滋賀県健康福祉政策課へお問い合わせください。 滋賀県健康福祉政策課:077-528-3512	身体障害者手帳(交付要件が細分化されていますので、パンフレットを参照してください。)療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳2級以上のいずれかに該当する方。
タクシー料金割引	手帳の提示により割引が受けられることがあります。割引を実施していないタクシーもありますので、詳しくは、各事業所へお問い合わせください。 ※滋賀県タクシー協会加入事業所では、精神障害者保健福祉手帳の提示により1割引きとなります。	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方。 事業者により対象者が異なります。
航空運賃割引	手帳の提示により割引があります。詳細は、各航空会社支店又は営業所及び指定代理店へお問い合わせください。	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方。 事業者又は路線によって異なります。
NHK放送受信料の減免	身体にしょうがいのある方、知的しょうがいのある方(児童を含む)若しくは精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がおられる世帯で、世帯全員が市民税非課税の場合にNHK放送受信料が全額免除されます。 また、視覚・聴覚にしょうがいのある方、療育手帳A1又はA2の方、身体障害者手帳1級又は2級の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方、いずれかの方が世帯主で受信契約者の場合、半額免除されます。 詳しくは、NHKふれあいセンターまでお問い合わせください。 NHKふれあいセンター(ナビダイヤル):0570-077077	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持されていること。 申請には福祉事務所長の証明が必要です。
携帯電話使用料等の割引	携帯電話の使用料や通話料、メールの送受信料等について、割引が受けられます。 詳しくは、各携帯電話会社へお問い合わせください。	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方。
NTT無料番号案内	無料で「104」の番号案内が利用できます。詳しくは、NTTへお問い合わせください。 申し込み、問い合わせ先 フリーダイヤル:0120-104174	視覚しょうがい1～6級・肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能しょうがい)1,2級の方、又は、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方。

<p>所得税、県・市民税の所得控除</p>	<p>納税者自身又は控除対象配偶者や扶養親族が所得税法上のしょうがい者にあたる場合は、一定の金額の所得控除を受けることができます。 詳しくは、所得税は長浜税務署、県・市民税は税務課へお問い合わせください。 長浜税務署：62-6144、税務課：65-6508</p>	<p>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方、又は各手帳を保持している方を扶養している方。</p>
<p>市県民税の非課税制度</p>	<p>しょうがいのある方で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方については、市県民税が課税されません。 詳しくは、税務課へお問い合わせください。 税務課：65-6508</p>	<p>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方。</p>
<p>相続税の税額控除</p>	<p>心身にしょうがいのある方が相続により財産を取得した場合、相続税の税額控除があります。 詳しくは、長浜税務署へお問い合わせください。 長浜税務署：62-6144</p>	<p>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方。</p>
<p>贈与税の非課税制度</p>	<p>心身に重度のしょうがいのある方が扶養信託契約により受益者となる場合、ある一定の価格まで贈与税が課税されません。 詳しくは、長浜税務署へお問い合わせください。 長浜税務署：62-6144</p>	<p>身体障害者手帳1,2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちの方。</p>
<p>施設利用</p>	<p>手帳の提示により、入場料が減免されます。 利用できる施設：長浜城歴史博物館、曳山博物館、長浜鉄道スクエア、県立施設等</p>	<p>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方。</p>
<p>発達相談 発達支援</p>	<p>心身の発達に支援を必要とする方の発達相談や、心理検査等を実施し、個々に応じたかかわりの具体的な手立てについて、支援します。</p>	<p>しょうがい福祉課「発達支援室」 Tel：65-6904</p>
<p>介護マークの貸出</p>	<p>認知症高齢者やしょうがいのある方等の介護について、他の者から見ると支援していることがわかりにくく、誤解や偏見を持たれやすいことから、介護する方に対する誤解や偏見の解消を図ることを目的に介護マークを貸し出します。</p>	<p>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方。</p>

*** 病気やけがでしようがい有することになったら…**

障害基礎年金	<p>国民年金加入中や20歳前に病気やけがでしようがい有することになった場合に年金を支給します。支給要件がありますので、詳しくは、保険年金課又は年金事務所へお問い合わせください。</p> <p>保険年金課:65-6516、彦根年金事務所:0749-23-1116</p>	<p>65歳までに年金の等級表に定めるしようがい該当すること。 保険料の納付要件、所得制限があります。</p>
障害厚生年金	<p>厚生年金の被保険者が病気やけがによりしようがいを持つことになった場合、障害基礎年金に上乗せする形で支給されます。障害基礎年金に該当しない程度のしよういで厚生年金保険の障害等級表に該当するときは、独自の障害厚生年金(3級)又は障害手当金(一時金)が支給されます。詳しくは、年金事務所までお問い合わせください。</p> <p>彦根年金事務所:0749-23-1116</p>	<p>対象 1, 2級…障害基礎年金と同じ等級表に基づきます。 3級、障害手当金…政令で定められた厚生年金独自の等級表に基づきます。 所得制限があります。</p>

*** 自動車事故の被害に遭われしようがい有することになったら…**

NASVA被害者 援護制度	<p>自動車事故が原因で、重度の後遺症をおわれた場合は、介護料の支給や、重度後遺障害者専門の医療施設の紹介が受けられます。詳しくは、右記までお問い合わせください。</p>	<p>○お問い合わせ先 独立行政法人自動車事故対策機構 (ナスバ) ナビダイヤル:0570-000-738(有料) 9:00~17:00まで</p> <p>滋賀支所 電話:077-585-8290</p>
------------------	---	--

【「障害者総合支援法」関連事業（身体しようがい）】


名称等	内 容 等	要件等
人工内耳機器 用電池の給付	<p>人工内耳を装着している方に、人工内耳用電池(空気電池・充電電池)を給付します。なお、上限は、月当たり2,800円分です。</p>	<p>人工内耳を装着していることを証明するものがが必要です。自己負担は、費用の1割です。(非課税・生活保護世帯は無料です。)</p>
補装具費の支給	<p>しようがいのある機能を補って生活を容易にする用具(例:義肢、装具、車椅子、視覚しようがい者用杖、補聴器等)の交付・修理にかかる費用を支給します。更生相談所の判定を要するものや、医師の意見書が必要なものもあります。</p>	<p>身体障害者手帳をお持ちの方で補装具の交付又は、修理が必要な方。原則1割の自己負担金が必要です。(非課税・生活保護世帯は無料です。)65歳以上の高齢者(特定疾病による場合は40歳以上)の方は、介護保険制度が優先です。手帳等級による要件等がありますので、しようがい福祉課へお問い合わせください。</p>
自立支援医療 (更生医療)	<p>身体にしようがいのある方が、そのしようがいの程度を軽くしたり、日常生活上効果が見込まれると医師が認めた手術等の治療をする場合に、医療の給付を行います。 例えば、人工関節置換術、心臓疾患に対する手術(弁形成術、ペースメーカー移植術、不整脈手術等)、人工血液透析、臓器移植後の抗免疫療法、抗HIV療法等が対象になります。 更生医療の対象となるかどうかは、主治医にご相談ください。</p>	<p>身体障害者手帳をお持ちで18歳以上の方。 原則医療費の1割を医療機関窓口へお支払いいただきます。ただし、疾病・しようがいの程度、収入や課税状況に応じて自己負担金の上限(月額)が決められ負担が重くなりすぎないようになっています。(市民税の所得割額により制限があります。)</p>

自立支援医療 (育成医療)	<p>身体にしょうがいのある、又はそのまま放置すると将来一定のしょうがいを残すと認められる児童に対して、そのしょうがいの程度を軽くしたり、日常生活上効果が見込まれると医師が認めた手術等の治療をする場合に、医療の給付を行います。</p> <p>例えば、脊椎側湾症に対する補装具療法、唇顎口蓋裂等に起因する歯科矯正や手術、心房中隔欠損に対する心内修復術等が対象になります。</p> <p>育成医療の対象となるかどうかは、主治医にご相談ください。</p>	<p>18歳未満の方で、現在身体にしょうがいがある、又はそのまま放置すると将来一定のしょうがいを残すと認められる方。</p> <p>原則医療費の1割を医療機関窓口へお支払いいただきます。ただし、疾病・しょうがいの程度、収入や課税状況に応じて自己負担金の上限(月額)が決められ負担が重くなりすぎないようになっています。(市民税の所得割額により制限があります。)</p>
訪問入浴サービス	<p>訪問により、居宅において、移動浴槽を用いて入浴サービスを提供します。</p>	<p>施設へ通所しての入浴及び家庭浴槽での入浴が困難な身体にしょうがいのある方。</p> <p>原則、事業費の1割の利用者負担金が必要です(課税状況等により軽減あり)。介護保険によるサービスが優先されます。</p>
自動車改造費の助成	<p>身体に重度のしょうがいのある方が、就労などに伴い自動車の改造を要する場合、その経費の一部を助成します。</p> <p>助成限度額 100,000円。</p>	<p>「本人運転」: 肢体不自由で身体障害者手帳(1, 2級及び3級以下の一部)の交付を受けており、自らが所有し運転する自動車の一部を改造する必要がある方。</p> <p>「介護者運転」: 身体障害者手帳の交付を受けており、下肢若しくは体幹又は脳原性移動機能のしょうがい程度が1, 2級で自ら、又は生計を同一にする方が所有し、自ら以外の者が運転する自動車の一部を改造する必要がある方。</p> <p>※本人運転、介護者運転共に所得制限があります。</p>
自動車操作訓練費の助成	<p>身体にしょうがいのある方が自動車の運転免許を取得するときの費用の一部を助成します。</p> <p>助成額 必要経費の2/3以内(限度額100,000円)</p>	<p>身体障害者手帳1~4級の方及び肢体不自由5, 6級の一部の方。</p>
しょうがい者(児)水泳教室	<p>体力の増強、交流、余暇の充実を目的に年間を通じて水泳教室を開催します。</p> <p>詳しくは、しょうがい福祉課へお問い合わせください。</p>	
点字・声の広報	<p>文字での情報入手が困難な方に、点訳又は音訳により、「広報ながはま」を提供します。</p> <p>詳しくは、政策デザイン課広報報道室又はしょうがい福祉課へお問い合わせください。</p> <p>政策デザイン課広報報道室: 65-6504</p>	
手話通訳者設置事業	<p>市関係機関窓口で、手話によるコミュニケーションを必要とする場合に、手話通訳者が支援します。</p>	
手話通訳者派遣事業	<p>医療、教育、地域との交流等社会生活に関わる場面で、手話によるコミュニケーションを必要とする場合に、手話通訳者を派遣します。</p>	
要約筆記者派遣事業	<p>聴覚にしょうがいのある方が、パソコン、OHP・ノートテイク等、筆記による方法でコミュニケーションする場合に要約筆記者を派遣します。</p>	

【 各種福祉サービス・制度・事業（身体しょうがい）】

名称等	内 容 等	要件等
身体障害者手帳	<p>身体にしょうがいのある人が「身体障害者福祉法」に定めるしょうがいを有する場合、身体障害者手帳が交付されます。各種施策を受けるための証票の役割を果たすもので、本人又は保護者（15歳未満の方の場合）の申請に基づき知事（政令指定都市にあつてはその長）が発行します。</p> <p>等級は、1級から6級までで、最重度は1級です。しょうがいが複数ある場合は、部位ごとに等級がつき、その合計で手帳等級が決定されます。なお、部位によって最重度等級が異なります。種別には、一種と二種があり、旅客運賃や有料道路通行料等の割引が本人及び介護者にも適用されるのが「一種」、本人のみに適用されるのが「二種」です。</p> <p>【しょうがいの種類】</p> <p>①「視覚障害」 ②「聴覚・平衡機能障害」 ③「音声・言語・そしゃく機能障害」 ④「肢体不自由（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能障害の上肢機能・移動機能）」 ⑤「内部障害（心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能の障害）」</p>	<p>必要書類は、手帳交付申請書、指定医師の診断書、写真（縦4×横3cm）1枚。 申請窓口は、しょうがい福祉課、又は北部振興局くらし窓口課です。 なお、申請から交付まで通常約2か月かかります。</p>
住宅改造費の助成	<p>在宅の重度のしょうがいのある方の日常生活を容易にするため、既存住宅の浴室やトイレ等をしょうがいのある方向けに改造する場合、その経費の一部を助成します。1家庭につき対象経費の1/2以内で466,000円まで補助します。ただし、1世帯につき、1回限りとなります。</p>	<p>視覚又は肢体不自由しょうがい1, 2級の方。 新築・増改築は対象になりません。 所得制限、市税及び国保料の納付要件があります。 介護保険制度、日常生活用具給付事業の適用が優先です。</p>
スモンしょうがい者採暖費の支給	<p>在宅のスモン患者に対して、年間35,000円の採暖費を支給します。</p>	<p>キノホルム薬害により障害者手帳を交付されている方、又は患者として認定されている方。</p>
軽度・中等度難聴児の補聴器購入費等の助成	<p>障害者総合支援法の補装具費支給の対象とならない軽度・中等度の難聴児（18歳未満の児童）に対して、補聴器の購入又は修理に要する費用の一部を助成します。</p>	<p>指定の医療機関に所属する医師が、補聴器の装用により言語の習得等に一定の効果が見込めると判断する児童に、補聴器の購入、又は修理に必要な費用の3分の2を助成します。（所得要件があります。市民税非課税・生活保護世帯は、全額を助成します。）</p>
人工透析患者通院交通費助成金	<p>人工透析療法を受けるために通院している方に、交通費の一部を助成します。なお、医療機関までの実測距離により助成額を定めています。</p> <p>5km未満 月額1,000円 5km以上 月額2,000円 5km以上（地理的要因等、福祉事務所長が認めた場合）月額3,000円</p>	<p>身体障害者手帳（腎臓機能しょうがい）をお持ちで、人工透析を受けるために月8回以上通院している方（所得条件があります）。年1回の申請ですが、年度の途中で助成の事由が消滅した場合は、消滅した月分までを、その翌月の月末までに申請することができます。</p>
障害児福祉手当	<p>心身に重度のしょうがいがあるため、常に介護を必要とする20歳未満の方に支給されます。</p> <p>令和2年4月～ 月額14,880円</p>	<p>身体障害者手帳1級程度の方で、施設に入所されていない方。扶養義務者の所得が一定以上あるときは支給されません。</p>
特別障害者手当	<p>心身に重度のしょうがい重複しているか、それと同じ程度の状態にあるため、常に特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方に手当を支給します。</p> <p>令和2年4月～ 月額27,350円</p>	<p>申請者本人、配偶者、扶養義務者のそれぞれに所得制限があります。施設に入所されたり、病院や老人保健施設に3か月以上入院、入所されている場合は、対象になりません。</p>

特別児童扶養手当	<p>心身に重度、又は中度のしょうがいがあるため介護を必要とする20歳未満の児童で、身体障害者手帳1～3級と4級の一部、又は同程度のしょうがいのある方を養育している父・母、又は養育者の方に支給されます。</p> <p>令和2年4月～ 1級(重度のしょうがいのある方) 月額52,500円 2級(中度のしょうがいのある方) 月額34,970円</p>	<p>施設に入所している場合は対象になりません。 申請者、配偶者、扶養者それぞれに、所得制限があります。 児童が障害年金を受けているときは、支給されません。</p>
福祉医療費助成制度	<p>心身にしょうがいのある方が、病院などで受診した場合、保険診療にかかった医療費の自己負担金について、助成する制度です。 詳しくは、保険年金課へお問い合わせください。</p> <p>保険年金課:65-6527</p>	<p>1級～3級、又は4級(の一部)の身体障害者手帳をお持ちの方。(所得制限があります。)</p>
リフト付きタクシーの運行	<p>心身に重度のしょうがいのある方及び寝たきり高齢者の生活行動範囲拡大のため、車イスやストレッチャーでも乗降が可能ならリフト付きタクシーが運行されています。 各タクシー会社にお問い合わせください。</p>	<p>心身に重度のしょうがいのある方等で一般の車輛に乗降することが困難な方。</p>
駐車禁止規制の適用除外	<p>歩行が困難な方が使用される車両に対し、駐車禁止区域内でも交通の妨げにならない限りで駐車できる標章が交付されます。</p>	<p>身体障害者手帳をお持ちの歩行が困難な方。 *一定の要件があるため、詳しくは各警察署まで。</p>
高齢運転者等専用駐車区間制度	<p>官公庁などの施設に十分な駐車場がない場合、周りの道路に専用の区域を設けて駐車を可能とする制度です。 長浜市では、地福寺町の市民交流センター西側の市道に設けられています。(約6台の駐車が可能) 警察署で「高齢運転者等標章」を受けてください。</p> 	<p>*聴覚しょうがい・肢体不自由を理由に免許に条件を付されている方 *普通自動車免許保有し70歳以上の方 妊娠中又は出産後8週間以内の方</p> 
有料道路通行料金の割引	<p>しょうがい者割引を受けるためには事前に登録が必要です。 身体障害者手帳の交付を受けた方又は介護者の方が一定の条件を満たした車を運転する場合、手帳の提示により、高速道路や有料道路の料金が割引になります。ETC利用も対象となります。 一人につき一台、50%割引。 ※軽トラック、タクシー、レンタカー、車検・修理時の代車、事業(営業)用自動車等は割引登録の対象外です。 ※ETC利用の場合でも手帳の呈示を求められる場合がありますので、有料道路を利用される際は必ず手帳を携行してください。</p> <p>問い合わせ先:NEXCO中日本 0120-922-229</p>	<p>身体障害者手帳をお持ちの方。 第一種…介護者が運転し同乗する場合と本人が運転する場合。 第二種…本人が運転する場合のみ。</p>
JR旅客運賃割引	<p>身体障害者手帳の提示により割引があります。 詳しくは、JR各駅へお問い合わせください。</p> <p>その他、私鉄を利用する際にも割引が受けられる場合があります。 詳しくは、各営業所窓口へお問い合わせください。</p>	<p>身体障害者手帳をお持ちの方。(単独用普通乗車券は片道101キロ以上のとき) 第一種は本人・介護人(1名まで)ともに50%割引。 第二種は本人のみ50%割引。</p>
民間バス運賃割引	<p>身体障害者手帳の提示により割引があります。 詳しくは、各事業所へお問い合わせください。</p>	<p>身体障害者手帳をお持ちの方。 第一種は本人・介護人(1名まで)ともに50%割引。第二種は本人のみ50%割引。</p>

航空運賃割引	<p>身体障害者手帳の提示により割引があります。 詳細は、各航空会社支店、営業所、指定代理店へお問い合わせください。</p>	<p>身体障害者手帳をお持ちで、満12歳以上の方。 割引運賃は各航空運送事業者が設定しますので、事業者又は路線により異なります。</p>
重症心身しょうがい者医療型短期入所等利用支援	<p>在宅の医療的ケアの必要な重症心身しょうがいのある方が医療型短期入所等を利用する際、民間救急車で移送を行います。</p>	<p>(下記のすべてに該当する方) ・身体障害者手帳2級以上かつ療育手帳A2以上で医療行為が必要な方 ・公共交通機関の利用が困難な方 ・超重症児(者)入院診療加算スコア10以上の方 ※詳しくはしょうがい福祉課にお問い合わせください。</p>
青い鳥郵便葉書の無償配布	<p>日本郵便株式会社より、重度の身体しょうがいがある方及び重度の知的しょうがいがある方で、受付期間内に希望された方に「青い鳥郵便葉書」が無償配布されます。 「青い鳥郵便葉書」は、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常葉書を20枚封入したものです。 お申込は、最寄りの郵便局(簡易郵便局を除く)で行ってください。</p>	<p>身体障害者手帳1級又は2級をお持ちの方。 お申し出は最寄りの郵便局(簡易郵便局を除く)まで。</p>
(軽)自動車税(環境性能割・種別割)減免	<p>心身にしょうがいのある方又はしょうがいのある方と生計を一にする方が運転し、もっぱらそのしょうがいのある方の通院・仕事などに用いる場合に減免されます。 詳しくは、自動車税(環境性能割・種別割)及び軽自動車税環境性能割については東北部県税事務所へ、軽自動車税種別割については税務課へお問い合わせください。 東北部県税事務所: 65-6606、税務課65-6508</p>	<p>しょうがいの程度の区分や内容により、減免が受けられる内容が異なります。18歳以上の方を対象とする自動車は、身体障害者手帳をお持ちの方が所有されていること。 生計同一証明書が必要な場合は、しょうがい福祉課へお越しください。</p>
身体しょうがい者郵便投票制度(在宅投票)	<p>身体障害者手帳をお持ちで歩行困難な方が、選挙(衆・参議院、県知事、県議会議員、市長、市議会議員)の際に自宅で郵便による投票ができます。 詳しくは選挙管理委員会(市役所内)まで。 選挙管理委員会: 65-6503</p>	<p>両下肢、体幹又は移動機能しょうがいで1,2級、内部機能(心臓・腎臓・呼吸器・直腸・小腸・免疫・肝臓)しょうがいで1~3級の身体しょうがい者手帳をお持ちの方。 上肢若しくは視覚しょうがいの程度が1級の方は代理記載の制度により投票することができます。</p>
耳マークカードの発行	<p>音声のみでは円滑にコミュニケーションを行うことが困難な聴覚にしょうがいのある方が公共機関等窓口を利用する際、直接手招きなど身体動作での呼び掛けを依頼することができるカードを発行します。</p>	<p>聴覚にしょうがいのある方。 </p>
聴覚しょうがい者ファックス中継サービス	<p>電話での会話が困難な聴覚にしょうがいのある方等が早急に連絡する必要が生じたとき、ファックスを通じて中継協力者に伝言を依頼することができます。</p>	
「もしもしメール」(音声通話の困難な方専用の電子メール窓口)	<p>音声通話の困難な聴覚又は音声・言語機能にしょうがいのある方が、しょうがい福祉課と直接電子メールでの文字通信ができるシステムです。</p>	<p>聴覚又は音声・言語機能にしょうがいのある方。 事前にしょうがい福祉課への登録が必要です。</p>
ファックス・メール110番	<p>聴覚・言語にしょうがいのある方向けに電話による110番通報にかわる緊急通報ができます。 ファックス110番 077-526-0110 メールアドレス shiga110@shiga110.jp</p>	<p>FAX又は携帯電話のメールで緊急通報ができます。</p>
NET119緊急通報システム	<p>聴覚及び音声・言語機能にしょうがいのある方が、急病・災害等緊急時に、電子メールにより119番通報できるシステムです。</p>	<p>聴覚又は音声・言語機能にしょうがいのある方。しょうがい福祉課への申請後、湖北地域消防本部に登録され使用いただけます。</p>

110番アプリシステム	聴覚にしょうがいのある方など、音声による110番通報が困難な方が、スマートフォンなどを利用して、文字や画像で警察へ通報可能なシステムです。	
FAX119番通報システム	聴覚及び音声・言語機能にしょうがいのある方が、急病・災害等緊急時に、FAXにより119番通報できるシステムです。	聴覚又は音声・言語機能にしょうがいのある方。しょうがい福祉課への申請後、湖北地域消防本部に登録後、使用できます。
聴覚しょうがい者用ビデオの貸し出し	「湖北地域聴覚障害者ビデオライブラリー」では、手話や字幕付ビデオの貸し出しを行っています。 詳しくは、長浜保健所へお問い合わせください。 長浜保健所：65-6660	貸出日は、毎週金曜日の午前9時から午後5時までです。 貸出本数は、3本までで、1週間借りられます。
点字図書及び声の図書貸し出し	あらかじめ登録した視覚にしょうがいのある方に対し、希望の図書の郵送貸し出しを行います。この場合の郵送料は、視覚にしょうがいのある方に限り往復とも無料となります。 詳しくは、県立視覚障害者センターへお問い合わせください。 県立視覚障害者センター：0749-22-7901	
点字新聞購読料助成	点字新聞を購読している視覚にしょうがいのある方に購読料の助成をします。年間購読料から6,000円を引いたうえで、14,000円を限度に助成します。	視覚にしょうがいのある方又はその家族の方が申し込めます。 領収書等の提出が必要です。
身体しょうがい者更生相談	滋賀県身体障害者更生相談所では、補装具の制作・修理、更生医療、更生訓練や職業自立等に関する相談を行っています。予約制です。 巡回相談では、市立長浜病院にて補装具（聴覚、肢体不自由関連）に関する相談が受けられます。 市立長浜病院：68-2300 県立リハビリテーションセンター更生相談係：077-567-7221	相談は事前にしょうがい福祉課への申込みが必要です。
身体しょうがい者相談員	日常の相談に応じたり、関係機関に連絡をとるなど、指導や助言の活動を行います。	相談員の名簿及び連絡先は、15頁に掲載しています。

【「障害者総合支援法」関連事業（知的しょうがい）】

名称等	内 容 等	要件等
しょうがい者（児）水泳教室	体力の増強、交流、余暇の充実を目的に年間を通じて水泳教室を開催しています。	お問い合わせは、しょうがい福祉課まで

【 各種福祉サービス・制度・事業（知的しょうがい）】

名称等	内 容 等	要件等
療育手帳	知的しょうがいのある人に一貫した指導・相談を行い、いろいろな支援等を受けるために、本人又は保護者の申請に基づき知事（政令指定都市にあつてはその長）が発行します。18歳未満の人や18歳以上20歳未満の施設に入っている重症心身しょうがい児（者）は、「彦根子ども家庭相談センター（彦根市）」、そのほかは「障害者医療福祉相談モール（草津市）」で、しょうがいの程度が判定されます。しょうがいの程度の重い順にA1（最重度）・A2（重度）・B1（中度）・B2（軽度）。種別は、Aは一種、Bは二種に該当します。都道府県・政令指定都市によって区分・表記が異なることがあります。	必要書類は、手帳交付申請書、相談受付票、写真（縦4×横3cm）1枚。申請窓口は、しょうがい福祉課、又は北部振興局くらし窓口課 判定後から交付まで2～3か月かかります。
住宅改造費の助成	在宅の重度のしょうがいのある方の日常生活を容易にするため、既存住宅の浴室やトイレ等をしょうがいのある方向けに改造する場合、その経費の一部を助成します。1家庭につき対象経費の1/2以内で466,000円まで補助。一世帯、1回限り。	療育手帳Aをお持ちの方。新築・増改築は対象になりません。所得制限、市税及び国保料の納付要件があります。介護保険制度、日常生活用具給付事業の適用が優先です。
障害児福祉手当	心身に重度のしょうがいがあるため、常に介護を必要とする20歳未満の方に支給されます。（令和2年4月～ 月額14,880円）	療育手帳Aをお持ちの方（A2の方は診断書の内容で判定されます。）で、施設に入所されていない方。扶養義務者の所得が一定以上あるとき、障害年金を受けている方は支給されません。
特別障害者手当	心身に重度のしょうがいがあるため、それと同じ程度の状態にあるため、常に特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方に手当を支給します。（令和2年4月～ 月額27,350円）	申請者本人、配偶者、扶養義務者のそれぞれに所得制限があります。施設に入所されたり、病院や老人保健施設に3か月以上入院されていると対象になりません。
特別児童扶養手当	心身に重度又は中度のしょうがいがあるため介護を必要とする20歳未満の児童で、療育手帳AとBの一部又は同程度のしょうがいのある方を養育している父・母又は養育者の方に支給されます。令和2年4月～ 1級（重度のしょうがいのある方 月額 52,500円） 2級（中度のしょうがいのある方 月額 34,970円）	20歳未満の療育手帳AとBの一部又は同じ程度のしょうがいの方を養育している方に支給されます。施設に入所している場合は対象となりません。父・母又は扶養義務者の所得が一定以上あるとき、児童が障害年金を受けているときは、支給されません。
重度心身しょうがい者（児）福祉医療費助成制度	病院などで受診したときに、保険診療にかかった医療費の自己負担金について助成します。詳しくは、保険年金課まで。 保険年金課：65-6527	療育手帳Aをお持ちの方。所得制限があります。
リフト付きタクシーの運行	心身に重度のしょうがいのある方及び寝たきり高齢者の生活行動範囲拡大のため、車イスやストレッチャーでも乗降が可能なりフト付きタクシーが運行されています。詳しくは、各タクシー会社にお問い合わせください。	心身に重度のしょうがいのある方等で一般の車輛に乗降することが困難な方。

<p>駐車禁止規制の適用除外</p>	<p>療育手帳Aをお持ちの方に対し、駐車禁止区域内でも外の交通の妨げにならない限りで駐車できる標章が交付されます。詳しくは各警察署まで。</p>	<p>療育手帳Aをお持ちの方。</p>
<p>有料道路通行料金の割引</p>	<p>しょうがい者割引を受けるためには事前に登録が必要です。療育手帳Aの交付を受けた方を乗せて介護者が一定の要件を満たした車を運転する場合、手帳の提示により、高速道路や有料道路の料金が割引になります。ETC利用も対象となります。一人につき1台、50%割引。 ※軽トラック、タクシー、レンタカー、車検・修理時の代車、事業（営業）用自動車等は割引登録の対象外です。 ※ETC利用の場合でも手帳の提示を求められる場合がありますので、有料道路を利用される際は必ず手帳を携行してください。 問い合わせ先：NEXCO中日本 0120-922-229</p>	<p>療育手帳Aをお持ちの方。 介護者が運転し同乗する場合。事前に手帳に市福祉事務所の確認記載が必要です。</p>
<p>JR旅客運賃割引</p>	<p>療育手帳の提示により割引があります。詳しくは各JR駅までお問い合わせください。その他、私鉄を利用する際にも割引が受けられる場合があります。詳しくは各営業所窓口までお問い合わせください。</p>	<p>療育手帳をお持ちの方。（単独用普通乗車券は片道101キロ以上のとき。）療育手帳Aをお持ちの方は、本人・介護者共に50%割引。療育手帳Bをお持ちの方は、本人のみ50%割引。</p>
<p>民間バス運賃割引</p>	<p>療育手帳の提示により割引があります。詳しくは各事業所へお問い合わせください。</p>	<p>療育手帳Aをお持ちの方は、本人・介護者共に50%割引。 療育手帳Bをお持ちの方は、本人50%割引・介護者30%割引。</p>
<p>航空運賃割引</p>	<p>療育手帳の提示により割引があります。各航空会社支店、営業所及び指定代理店で申込してください。</p>	<p>療育手帳をお持ちで満12歳以上の方。割引運賃は各航空運送事業者が設定しますので、事業者又は路線によって異なります。</p>
<p>青い鳥郵便葉書の無償配布</p>	<p>日本郵便株式会社より、重度の身体しょうがいがある方及び重度の知的しょうがいがある方で、受付期間内に希望された方に「青い鳥郵便葉書」が無償配布されます。「青い鳥郵便葉書」は、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常葉書を20枚封入したものです。</p>	<p>療育手帳Aをお持ちの方。 お申し出は最寄りの郵便局（簡易郵便局を除く）まで。</p>
<p>(軽)自動車税(環境性能割・種別割)減免</p>	<p>心身にしょうがいのある方又は、そのしょうがいのある方と生計を同一にする方が運転し、もっぱらそのしょうがいのある方の通院・仕事などに用いる場合に減免されます。詳しくは、自動車税(環境性能割・種別割)及び軽自動車税環境性能割については東北部県税事務所、軽自動車税種別割については税務課にお問い合わせください。 東北部県税事務所：65-6606、税務課65-6508</p>	<p>療育手帳Aをお持ちの方。対象となる自動車は、生計を同一にする者が所有されていること。 生計同一証明書は、しょうがい福祉課で発行します。</p>
<p>知的しょうがい者更生相談</p>	<p>滋賀県障害者更生相談所により、療育手帳取得に際しての専門的な判定や各種助言が受けられます。予約制です。巡回相談では、市内の会場で相談や判定が受けられます。 滋賀県障害者更生相談所：077-563-8448</p>	<p>相談は事前にしょうがい福祉課への申込みが必要です。</p>
<p>発達障害者支援センター北部センター</p>	<p>自閉症など発達上の困難をお持ちの方やその関わる方々の相談、療育方法の検討、就労支援などにあたります。詳しくは「滋賀県発達障害者支援センター・北部センター」まで。</p>	<p>利用は無料。 彦根市日夏町字堀溝3703-1 平和堂日夏店2階 TEL：0749-28-7055</p>

【「障害者総合支援法」関連事業（精神しょうがい）】

名称等	内 容 等	要件等
自立支援医療 (精神通院)	精神疾患に対する継続的な通院医療を受ける必要がある人で、精神科や心療内科等に通院し、治療を行う場合医療費の自己負担額を軽減します。対象となる医療費は、自立支援医療受給者証に記載された指定医療機関や指定薬局で治療や処方を受けた場合です。 受診の際、心療内科と精神科とでは診察可能な分野が異なることがありますので、あらかじめ病院へお問い合わせください。	精神科等に通院して治療を受ける人。 原則医療費の1割を医療機関窓口へお支払いいただきます。ただし、疾病・しょうがいの程度、収入や課税状況に応じて自己負担金の上限(月額)が決められ負担が重くなりすぎないようになっています。(市民税の所得割額により制限があります。) ◎申請窓口 しょうがい福祉課又は北部振興局くらし窓口課
相談支援、地域活動支援センター事業	各種福祉サービスの利用相談、生活相談、活動支援、サロン活動などを行っています。 詳しくは、「障害者支援センター・そら」へお問い合わせください。	「そら」 室町396-2 TEL68-2255 FAX68-2256

【各種福祉サービス・制度・事業（精神しょうがい）】

名称等	内 容 等	要件等
精神障害者保健福祉手帳	精神疾患(統合失調症、気分しょうがい、てんかん等)を有し、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人に交付されます。 一定の精神しょうがいの状態にあることを証する手段となり、各方面の協力による各種の支援策が講じられることを促進し、社会復帰、自立と社会参加の支援を図ります。 本人の申請に基づき、知事(政令指定都市にあってはその長)が発行します。 しょうがいの程度の重い順に1級・2級・3級。手帳の有効期限は2年間。更新は有効期限満了の3か月前から可能です。 詳しくは、しょうがい福祉課へお問い合わせください。	【申請手続】 <診断書による方法> ◎必要書類 手帳交付申請書、医師診断書、写真(縦4×横3cm)1枚 <年金証書による方法> ※精神しょうがいを支給事由とした障害年金を受けている場合 ◎必要書類 手帳交付申請書、障害年金(特別障害者給付金)の証書の写し、年金確認同意書、写真(縦4×横3cm)1枚 ◎申請窓口 しょうがい福祉課、又は北部振興局くらし窓口課
医療費助成	医療保険を使つての個人負担分を助成します。 ①1級の方→全科入院、外来医療費の自己負担を助成 ②2級の方→精神疾患を治療している外来医療費の自己負担を助成。ただし、所得制限があります。また精神疾患を治療している外来医療費については自立支援医療(精神通院)を申請している場合に限りです。 詳しくは、しょうがい福祉課へお問い合わせください。	①精神障害者保健福祉手帳1級の方。 ②精神障害者保健福祉手帳2級の方。 【申請手続】 ◎必要書類 申請書、健康保険証の写し ◎申請窓口 しょうがい福祉課、又は北部振興局くらし窓口課
航空運賃割引	精神障害者福祉手帳の提示により割引があります。各航空会社支店、営業所及び指定代理店へお申し込みください。	精神障害者福祉手帳をお持ちの満12歳以上の方。 割引運賃は各航空運送事業者が設定しますので、事業者又は路線によって異なります。
(軽)自動車税(環境性能割・種別割)減免	しょうがいのある方又はその生計同一者が所有する自動車等で、当該しょうがいのある方の通院等のためにその生計同一者が運転するものについて減免されます。 詳しくは、自動車税(環境性能割・種別割)及び軽自動車税環境性能割については東北部県税事務所、軽自動車税種別割については税務課へお問い合わせください 東北部県税事務所：65-6606、税務課65-6508	精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方。 生計同一証明書は、しょうがい福祉課で発行します。

長浜市身体・知的障害者相談員設置事業

身体や知的にしょうがいのある方々の自立及び社会参加が積極的におこなわれるよう、当事者やそのご家族の相談に応じ、必要な指導、助言をおこない、各関係機関の業務に対する協力並びに、市民のしょうがい福祉にかかる理解について広く促進を図ることを目的に相談員業務を委託しています。

普段から困っていることや、悩んでいることがあれば、身近におられる相談員の方々へお気軽にご相談ください。

◆ 長浜市身体障害者相談員

〔任期 2023年3月31日まで〕

オモト	キヨコ	尾本 清子	(相撲町)	☎63-8915
サカイ		酒井 なつ	(朝日町)	☎62-1829
フ	トヨジ	不破 十代二	(四ツ塚町)	☎62-7772
フジイ	オサム	藤居 脩	(十里町)	☎62-7570
マツムラ	ヨシヒロ	松村 吉洋	(三田町)	☎74-0251
ミ	トシオ	三田 俊雄	(大路町)	☎74-0661
サノ	ノブユキ	佐野 信行	(山ノ前町)	☎74-0702
キタガワ	マサコ	北川 正子	(細江町)	☎72-4615
ヤ	ヒサオ	八若 久男	(下八木町)	☎72-3443
ヨコタ	フ	横田 二子	(中野町)	☎73-2843
キタムラ		北村 マサエ	(中野町)	☎73-3275
アイバ	キヨコ	饗場 喜代子	(大井町)	☎73-2755
ツノカワ	カズコ	角川 和子	(湖北町速水)	☎78-2366
フジモト	ケイコ	藤本 恵子	(湖北町速水)	☎78-0200
イワネ	タケハル	岩根 健治	(木之本町木之本)	☎82-5529
タナカ	トシユキ	田中 俊之	(木之本町木之本)	☎82-2196
ワキサカ	ヤスオ	脇坂 保生	(木之本町川合)	☎82-2738
ヤマダ	エ	山田 たみ江	(余呉町柳ヶ瀬)	☎090-3267-8278
ナカムラ	ナガトシ	中村 長俊	(余呉町下余呉)	☎86-2394

◆ 長浜市知的障害者相談員

〔任期 2023年3月31日まで〕

タナカ	チ	田中 千恵子	(小堀町)	☎62-0644
タカハシ	シズオ	高橋 静生	(鍛冶屋町)	☎76-0770
タカハシ	イサオ	高橋 勲	(細江町)	☎72-3015
オオツカ	ヒロシ	大塚 浩司	(大寺町)	☎73-2049
マツダ	ユ	松田 裕香子	(湖北町尾上)	☎79-0676
キタヤマ	タ	北山 唯夫	(高月町馬上)	☎85-2367
ゴシマ	ジ	五嶋 治朗	(木之本町木之本)	☎82-2138
タカダ	ミ	高田 峰子	(余呉町中之郷)	☎86-3818
カワニシ	マ	川西 正宏	(西浅井町集福寺)	☎88-0987

働き・暮らし応援センターこほく(就業・生活支援センターこほく)

障害のある人の「働く」こと「暮らす」ことを一体的にサポートする専門機関として、本人・家族・企業からの相談に無料で応じています。「雇用支援ワーカー」「生活支援ワーカー」「職場開拓員」「就労サポーター」等が配置され、仕事に関する相談はもちろん、仕事をする上で基本となる生活に関する相談も受け付け、自立した生活をするための支援をしています。

<センターの機能>

①就労面での支援

就職に向けた準備支援(職業準備訓練、職場実習のあっせん)

就職活動の支援

職場定着に向けた支援

障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言

関係機関との連絡調整

②生活面での支援

生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言

住居、年金、余暇活動などの地域生活、生活設計に関する助言

関係機関との連絡調整

(長浜市小堀町32-3 TEL64-1216 FAX64-5131)

障害者支援センター「そら」

精神にしょうがいのある方々が地域でよりよい生活を送ることができるよう、当事者やそのご家族の相談に応じ、関係機関と連絡を取り合って、生活上のアドバイスやサービスの調整、就労に関する相談などを総合的に行う地域生活のサポートセンターです。

湖北地域の各市が共同して事業を実施しているもので、運営を「社会福祉法人ひかり福祉会」に委託しています。コーディネーター(相談員・支援員)が面談や訪問を行います。

<センターの機能>

①相談支援 … 各種サービスの利用調整及び計画相談及び一般相談(生活相談、就労相談等)

②サロン … 精神に不安のある方、しょうがいのある方の憩いの場・語らいの場

(長浜市室町396-2 TEL68-2255 FAX68-2256 E-mail:youisora@cello.ocn.ne.jp)

一般相談支援事業所

湖北相談処すだち

長浜市大茂亥町415-1 TEL53-2227 FAX53-0866

ピットイン

長浜市小堀町32-3 TEL64-5682

長浜市社会福祉協議会しょうがい相談支援事業所 ふらっと

長浜市木之本町千田53 TEL82-5419 FAX82-5721

長浜市社会福祉協議会しょうがい相談支援事業所 ナノハナ

長浜市高田町12-34 TEL62-1804 FAX64-2240

セルフプランの作成にかかる問合せ・サポート先

居宅介護や施設への通所・入所などのサービスを受けるためには、計画の策定が必要となります。ご自身で計画の作成をご検討される際には、下記の機関によるサポートが受けられますのでご相談ください。

一般的な問合せ

【長浜市しょうがい福祉課】

〒526-8501 長浜市八幡東町632 TEL65-6518 FAX64-1767

mail:shougai Fukushi@city.nagahama.lg.jp

当事者団体等によるサポート

【CIL湖北】

〒526-0015 長浜市神照町277-2 TEL68-0171 FAX65-5735 mail:potato01@ia8.itkeeper.ne.jp

【CILだんない】

〒529-0423 長浜市木之本町千田681-4 TEL50-3639 FAX50-3961 mail:dannai@ae.auone-net.jp

【地域サポーターぷらすP】 できるだけメールで連絡してください。

長浜市役所のお問い合わせ先

☆ 健康福祉部（福祉事務所） しょうがい福祉課（自立支援,しょうがい企画,相談支援係）

〒526-8501 長浜市八幡東町632（市役所1階）

TEL65-6518 FAX64-1767

mail:shougai Fukushi@city.nagahama.lg.jp

☆ 健康福祉部（福祉事務所） しょうがい福祉課（発達支援室）

〒526-8501 長浜市八幡東町632（市役所5階）

TEL65-6904 FAX65-6580

mail:hattatsu@city.nagahama.lg.jp

☆ 健康福祉部（福祉事務所） しょうがい福祉課 長浜市児童発達支援センター

〒526-0845 長浜市小堀町32-3（ながはまウェルセンター2階）

TEL65-2525 FAX65-6950

mail:hamanoko@city.nagahama.lg.jp

☆ 健康福祉部健康推進課（保健センター） 予防接種・精神保健係

〒526-0845 長浜市小堀町32-3（ながはまウェルセンター1階）

TEL65-7759 FAX65-1711

mail:kenkou@city.nagahama.lg.jp

☆ 北部振興局 暮らし窓口課

〒529-0492 長浜市木之本町木之本1757番地2

TEL82-5901 FAX82-3956